

広報やぶ「HELLO！やぶキッズ」掲載基準

（目的）

第1条 この掲載基準は、広報紙「広報やぶ」の「HELLO！やぶキッズ」の掲載について、その他必要な事項を定め、公平かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（掲載対象）

第2条 掲載対象は、市内に在住する子ども（概ね中学生以下）とする。大人やペット等は掲載不可とする。

（掲載基準）

第3条 掲載する記事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）申請者から提供された写真で、1回の掲載に1枚とすること
- （2）同じ子どもの掲載は、原則として年度内2回までとし、2回目の掲載をする場合は、1回目の掲載から6ヶ月以上空けること
- （3）営利目的、政治又は宗教性がないこと
- （4）公序良俗に反しないこと
- （5）その他、広報紙への掲載が適当と認められること

（掲載申込み）

第4条 掲載を希望する者は、掲載希望月の前月5日まで（発行日の約40日前）までに所定の方法で申し込むものとする。

（掲載の決定）

第5条 掲載の可否は市が決定する。なお、同月において応募多数の場合は先着順とする。

（了解事項）

第6条 掲載希望者は次のことを了解するものとする。

- （1）掲載記事を市ホームページにも掲載すること
- （2）原稿内容（写真を含む）は、広報担当課において編集すること
- （3）掲載希望月の変更については、広報担当課に一任すること

（その他）

第7条 この掲載基準に定めるもののほか、必要な事項は担当課長が別に定める。